

# 喫煙可能室設置の届出について

板橋区

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例により、2020年4月1日からすべての施設は原則として屋内禁煙となりました。しかし、「従業員がいない」などの4つの要件を満たした飲食店・喫茶店は、経過措置として4月1日以降も、施設の一部または全部を「喫煙をしながら飲食できる場所」とすることができます（＝喫煙可能室）。なお、喫煙可能室には20歳未満の方は立ち入ることができません。飲食店・喫茶店に喫煙可能室を設置する場合には、以下の内容を確認していただき、届出をお願いいたします。

## 1 喫煙可能室設置のための「4つの要件」

4つの要件をすべてを満たし、それぞれの書類を保管する必要があります（区への提出は不要です）

<p><b>(1) 2020年4月1日現在で既に営業</b></p> <p>【保管が必要な書類の例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・営業許可書 等</li></ul>	<p><b>(2) 客席面積部分の床面積が100㎡以下</b></p> <p>【保管が必要な書類の例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・客席面積が分かる店舗図面 等</li></ul>
<p><b>(3) 個人または中小企業経営である</b> <b>(資本金額又は出資総額が5千万円以下)</b></p> <p>【保管が必要な書類の例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・資本金額や出資総額が記載された登記</li><li>・貸借対照表</li><li>・決算書</li><li>・企業パンフレット 等</li></ul>	<p><b>(4) 従業員（※）を雇用していない</b></p> <p>【保管が必要な書類の例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・確定申告書</li><li>・同居の親族であることが分かる住民票 等</li></ul> <p>※従業員とは、労働基準法第9条に規定する労働者（正社員・契約社員・アルバイト・パート等）。同居の親族のみを使用する場合は除く。</p>

## 2 届出について（喫煙可能室以外の喫煙室は、この届出は不要です）

「4つの要件」をすべて満たし、喫煙可能室を設置する場合は、次の書類のご提出をお願いいたします。

### (1) 提出書類（3点ともご提出ください）

- ①喫煙可能室設置施設 届出書（国様式）
- ②喫煙可能室設置施設 届出書（東京都様式）
- ③喫煙可能室設置施設に関するチェックリスト

#### ◆記入に当たっての注意◆

営業許可番号等、「営業許可書」の内容をご記入いただきますので、お手元にご準備ください。

### (2) 提出書類及び記入例の配布

- ①板橋区ホームページからダウンロード
- ②受動喫煙防止相談窓口で配布（場所は下記をご参照ください）

板橋区  
ホームページは  
こちらから



### (3) 提出先及び提出方法

板橋区受動喫煙防止相談窓口へ  
いずれかの方法でご提出ください。

- ①窓口受付（平日8時30分～17時）
- ②郵送受付（返信用封筒を同封してください）

※長形3号に返信先を記入し、84円切手を貼ったもの

#### ◆板橋区受動喫煙防止相談窓口◆

〒173-8501  
板橋区板橋2-66-1  
板橋区役所本庁舎南館3階 健康推進課内  
受動喫煙防止相談窓口 宛

### 3 喫煙可能室の技術的基準について

喫煙可能室は所定の技術的な基準を満たす必要があります。

技術的基準については、東京都の相談窓口でアドバイザーがご相談をお受けしています。

#### (1) 施設の全部を喫煙可能室にする場合

①たばこの煙（加熱式たばこの蒸気を含む）が、喫煙可能室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって区画すること

#### ◆アドバイザーへのご相談はこちらへ◆

東京都受動喫煙防止相談窓口

0570-069690

・平日 9時～17時45分

・無料（通話料のみご負担ください）

#### (2) 施設の一部を喫煙可能室にする場合

（以下の①～③すべてを満たす必要があります）

①たばこの煙（加熱式たばこの蒸気を含む）が、喫煙可能室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって区画すること ②出入口において、喫煙可能室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること ③たばこの煙が施設の屋外に排気されていること

なお、③については、以下の経過措置があります

建物の構造上の問題で屋外に排気できない場合には、(ア) 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること、(イ) 浄化により室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/m<sup>3</sup>であること、を満たす脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、たばこの煙を十分に浄化して喫煙室外に排気すること

### 4 標識の掲出について

すべての飲食店・喫茶店は、施設の主な出入口の見やすい場所などに標識を掲出する必要があります。標識は都ホームページからダウンロードできます。都や板橋区の相談窓口でも配布しています（自作の標識も可）。

#### ◆喫煙可能室標識例◆

（施設の全部に設置の場合）



施設の主な出入口

#### ◆喫煙可能室標識例◆

（施設の一部に設置の場合）



← 施設の主な出入口

喫煙可能室の出入口 →



### 5 届出後の変更及び廃止について

届出の内容に変更が生じた場合や、「4つの要件」に該当しなくなった場合等には変更や廃止の届出をお願いします。詳しくは「喫煙可能室の変更届・廃止届について」の案内チラシをご覧ください。

### 6 お問い合わせ先

#### ◆東京都受動喫煙防止相談窓口◆

0570-069690

・平日 9時～17時45分

・無料（通話料のみご負担ください）

#### ◆板橋区受動喫煙防止相談窓口◆

板橋区役所本庁舎 南館3階21番窓口

03-3579-2707

・平日 8時30分～17時00分

・無料（通話料のみご負担ください）